

各指定通所介護事業所管理者 殿

山形県健康福祉部高齢者支援課長

指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービス（宿泊サービス）を提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について

標記につきましては、平成 27 年 5 月 18 日付け健長第 225 号山形県健康福祉部健康長寿推進課長通知（以下「従前通知」という。）により、「通所介護事業所等の設備を利用して行う宿泊サービスの提供開始前及び変更時」に提出していただくほか、「通所介護事業所等の設備を利用しない宿泊サービスを新たに行う場合」にも提出していただき、その際は県独自様式による提出を求めていたところでした。

この度、介護事業者の負担軽減の観点から、事務手続きを下記のとおりとしますので、御了知の上、御対応願います。

なお、従前通知は、令和 4 年 3 月 31 日をもって廃止いたします。

記

1 指定通所介護事業所等の設備を利用して行う宿泊サービスの提供開始前の届出について

厚生労働省通知の別添様式により、提供開始日の 1 か月前までに、事業所所在地を所管する総合支庁福祉担当課あてに届け出ること。

なお、届出内容に変更等があった場合は、厚生労働省通知の 20(2) 及び(3) に基づき事業所所在地を所管する総合支庁福祉担当課あてに適正に届け出ること。

2 事故報告について

令和 3 年 5 月 31 日付け高支第 198 号山形県健康福祉部高齢者支援課長通知「介護サービス事業所等における事故報告について」に基づき報告すること。（報告先は、県、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等）